

## 平成30年度における農業者年金加入推進の取組方針

(平成30年4月1日付 30独農年企第2号)

### I 加入推進の目標設定と加入推進状況

#### 1 第4期中期目標・中期計画の目標

平成30年度からの第4期の中期目標においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の農業者年金被保険者の割合を中期目標期間中に25%に拡大すること、女性農業者の被保険者割合を29年度末の8.8%から中期目標期間中に17%に拡大する目標を指示され、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、中期計画に、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めた。

#### 2 新規加入者数の目標設定

第4期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関と協議の上、中期目標期間のうち30年度から32年度までの3カ年は、20歳から39歳の新規加入者数2,800人及び女性農業者の新規加入者数1,300人を含め、新規加入3,800人を年間目標として設定し、農業委員会組織、JAグループとともに共通の運動目標として「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組む。

#### 3 加入推進状況

##### (1) 基幹的農業従事者に対する被保険者割合

20歳から39歳の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者の割合は、第3期中期計画中に14.0%から最終年度末時点で20%（29年度末推計値）に増加し、60歳未満の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者の割合は、16%（平成29年度末推計値）となった。

また、女性については、農業者年金の被保険者に占める割合は、第3期中期目標期間中に16.4%から21.4%（30年2月末時点）に増加しているものの、女性の60歳未満の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者の割合については、8.8%（29年度末推計値）となお低い水準に留まっている。

##### (2) 政策支援加入状況

第3期中期計画の最終年度末では、保険料の国庫補助を受ける加入者（以下、政策支援加入者という。）のうち、3分の2は、認定農業者で青色申告者等と家族経営協定を締結している配偶者・後継者（区分3）であり、また、全国の家族経営協定締結数は、29年に57.2千と相当数存在するものの、これを活用した配偶者・後継者の政策支援加入がほとんどない県、あるいは十分ではない県がみられる。

##### (3) 農業者への制度浸透状況

基金が実施した新規加入者対象のアンケート調査結果（※）によると、若い農業者や就農期間の短い者ほど、また、女性に農業者年金制度が浸透していないことが明らかとなっており、農業者への継続的かつ一層の制度普及が必要な状況にある。

また、若い農業者と女性については、加入の決め手は「家族から話を聞いて」が

最も多いという結果であり、これらの農業者への加入推進では、その親や配偶者の理解が重要ということを示している。

※26年度～29年度実施の新規加入者対象のアンケート調査結果

#### (4) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・農協格差

新規加入者実績に都道府県の間で大きな差が出ている。基金の分析(※)では、戸別訪問をしっかりと行っているところほど新規加入実績が出ている傾向にあり、新規加入実績がでていないところは、現場での戸別訪問の実績が低いという結果となっている。

市町村又は農業協同組合の間でも大きな差がでていいる。基金の分析(※)では、新規加入実績が出ているところは、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進に活用する名簿をしっかりと作成し、加入対策会議等の関係者の打合せをよく行いつつ、戸別訪問や説明会等の加入推進活動を積極的に行っている。

都道府県段階の業務受託機関の中には、市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正に一定の効果をあげ、結果、県全体の実績の向上につなげているところもある。また、農業委員会と農業協同組合の連携した加入推進体制のあるところが、加入実績も大きいという傾向がある。

※25年度～28年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

#### (5) 加入推進する側の制度への理解

農業者年金制度の推進には、推進する側の制度への理解と協力が大事であり、旧制度の改正時の不信感を理由に新規加入の実績がほとんどなかった地域でも、加入推進部長自ら制度の意義を十分に理解し、地域の受給者の年代のリーダー的な方々も改めて理解したことにより、戸別訪問等の加入推進が積極的に行われ、大きく加入実績を伸ばしたところも出てきている。

このように、まず、加入推進する側に農業者年金が農業者にとって必要な制度であるとの深い理解と確信が必要である。

### 4 加入推進上の主要課題

加入推進上の主要課題としては、上述のとおり、

- ① 農村現場において、制度がまだ十分に浸透していないこと
  - ② 新規加入実績の地域間格差があること、その背景に加入の決め手である戸別訪問の実績に地域間格差があること
  - ③ 農委とJAの連携した推進が十分でないこと
- があり、これらに加えて、業務受託機関の加入推進活動の実態の分析からは、
- ④ 対策会議や研修会といった戸別訪問につながる活動ができていない地域もあること
  - ⑤ 加入推進名簿の整備と広報の実施といった基本的な活動ができていない地域もあること

があげられる。

さらに、新規加入者対象のアンケート調査結果からは、制度を知っていても加入しなかった主な理由として、

- ⑥ 加入に必要な詳しい説明を聞く機会がなかった
- ⑦ 保険料負担
- ⑧ 公的年金全般への不安感

があげられている。

## II 加入推進の基本方針、重点取組事項

### 1 加入推進の基本方針

#### (1) 目標

Iの「目標設定と加入推進状況」を踏まえ、今後、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組み、その中で、20歳から39歳の年間新規加入の目標2,800人及び女性農業者の年間新規加入の目標1,300人を達成することとする。

そのため、加入推進に取り組む関係者の農業者年金制度の意義・農業者への必要性についての理解の深化を図る。

また、加入資格がありながら、あるいは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等関係機関・団体が一丸となり、加入推進に取り組む。

#### (2) 加入推進上の主要課題への基本的対応

Iの「加入推進上の主要課題」への基本的対応として、法律に定められた公的年金制度である農業者年金の6つのメリット（事務経費の加入者負担がない点も含む。）を十分に踏まえつつ、関係機関・団体と基金の連携の下、次のことに取り組む。

- ① 戸別訪問の着実な実施
- ② 加入推進関係者を対象とする研修会の充実
- ③ 加入推進名簿の見直し・更新、対策会議等の基本的活動の着実な実施
- ④ 効果的な広報
- ⑤ 加入者・受給者の声の活用、青年リーダー・女性リーダーの声の活用
- ⑥ 農業委員会と農業協同組合の連携の強化、農業協同組合の営農活動との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校、政策金融公庫農業担当等の都道府県段階の農業関係機関、農政局や農政事務所等の国の農業関係機関、TAC・LA等JA関係者、農業経営アドバイザー、税理士会、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、4Hクラブ事務局、マスコミ（県の記者クラブ）など他の機関との連携

### 2 加入推進の重点的取組

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、基金等関係機関・団体は、加入推進の重点的取組として以下の取組を行う。

#### (1) 若い農業者へ加入を勧める幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

若い農業者が集まる機会や接触を行う機関を活用して、農業者の場合は上乗せ年金がなければ、将来受け取る年金は他産業よりも低い水準となってしまう旨、若い年齢で加入すれば少ない負担でも老後の備えになる旨をPRする等により幅広い働きかけを行う。

新規就農対策の担当行政部局、JA青年部、4Hクラブ、農業大学校等の関係組織等に広く働きかけを行う。

また、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者等の若い農業者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、

働きかけを行う。

なお、若い農業者の加入については、その親の理解が必要になる場合が多いことに留意して、働きかけを行う。

## **(2) 平均余命の長い女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ**

農業経営の重要な担い手であるにもかかわらず加入率の低い女性農業者の老後生活の安定を図るため、女性農業者が集う会（JA女性部、生活改善の会合など）等を活用し、男性に比べ平均余命の長く、また、会社員の配偶者に比べ将来の年金水準が低く、女性は自ら加入し老後に備えることが重要である旨を説明する等により、女性農業者へ幅広く働きかける。

また、女性農業者の加入については、その配偶者の理解が必要になる場合が多いことに留意して、働きかけを行う。

## **(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ**

### **ア 認定農業者で青色申告者である者への政策支援加入の働きかけ**

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助・経営継承の仕組みを説明する等により、認定農業者・青色申告者へ政策支援加入を働きかける。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者の場合には、認定農業者制度の担当行政部署とも連携して、同制度の説明等を行い、政策支援要件を満たすよう働きかける。

### **イ 家族経営協定締結を活用した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ**

家族経営協定の担当行政部署と協力関係を作りつつ、市町村段階の研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師の依頼、家族経営協定の締結時を活用した保険料補助・経営継承の仕組みの説明等により、配偶者・後継者へ家族経営協定を活用した政策支援加入を働きかける。

### **ウ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者、その配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ**

「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、保険料補助、家族経営協定の活用による政策支援加入の仕組みを説明する等により、当該位置付けられた者、その配偶者・後継者へ政策支援加入を働きかける。

## **(4) 公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ**

社会保険労務士やファイナンシャルプランナー等の活用も念頭に置きつつ、60歳までの加入期間が短くても、保険料は月額最高6万7千円まで選択でき、国民年金に一定の年金額を上乗せできること、保険料の全額社会保険料控除（家族分を含む）を説明する等により、公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けて中高年齢層にも働きかける。

## **Ⅲ 各段階における取り組み**

### **1 市町村段階の業務受託機関の取り組み**

#### **(1) 「加入推進活動計画」（様式例1）の策定、実施**

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ加入推進活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、活動計画を確実に実施する。

**① 本年度新たに設定した加入目標人数計、そのうち20歳～39歳及び女性の目標人数**

**② 加入の働きかけを行う年間目標人数計、そのうち20歳～39歳及び女性の目標人数**

**③ 地区別加入推進班の整備**

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、農業協同組合役職員、農業者年金加入者・受給者組織（以下「年金協議会」という。）役員等、制度普及に広く協力を得られる者による地区別加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。農業協同組合の営農担当部署が農業者年金の担当となっていない場合の加入推進班への位置付けまたは連携体制の確保、女性農業委員の積極的な登用や認定農業者組織役員に協力を求めるなど必要に応じて班体制を見直す。

**④ 加入推進名簿（様式例2）の更新・整備、活用**

名簿の更新に当たっては、加入推進上の必要性に応じ、加入対象者の属する世帯ごとに整理できるよう、順次、世帯情報の追加・更新を行う。

農業委員、農地利用最適化推進委員等からの担当地区で加入が見込まれそうな方の情報も追加するほか、JA関係部局、市町村の関係部局、農業関係機関の担当部局など他の機関とも連携して名簿を追加・更新する。

20歳～39歳の加入対象者、農業次世代人材投資資金を受けている新規就農者を含め、Ⅱの2の（1）～（4）の加入推進の重点的取組の対象となる農業者を把握し、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者の属する世帯ごとに整理できるよう、順次、世帯情報の追加・更新を行う。

特に若い農業者や女性農業者の加入については、その親や配偶者も含めて理解を得ることが必要となる場合が多いことや、戸別訪問等を行う側の世代が親世代である場合が多く、若い加入推進対象者の親世代と人間関係を有する場合も多いことなどに留意し、名簿が戸別訪問等を行う際の基礎データとなることを念頭に置き、情報の更新・整備を行う。

また、更新・整備の際には、加入推進の参考となるよう、Ⅲの1の（4）「農業者年金加入推進記録簿」のこれまでの記録等を基に、加入推進状況を記入しておく。これにより、これまで一度も戸別訪問を行っていない加入対象者の特定などができるようにしておく。

世帯情報の追加は、30年度の加入推進強化月間に行う戸別訪問の実施への活用に間に合うように行う。

**⑤ 加入推進強化月間の設定**

これまでの各市町村段階での加入推進月間に加えて、11月15日が前納納付の申出期限であることを念頭に、経営状況により社会保険料控除を十分に活用したいとする農業者に農業者年金のメリットが時期を逸することなく伝わるよう、地域の状況を踏まえつつ、できるだけ10月から11月にかけての期間を含めて加入推進強化月間を設定する。

**⑥ 地区別加入推進班による戸別訪問の実施**

戸別訪問は、加入推進名簿の中から、Ⅱの2の（1）～（4）の重点的取組、これまでの推進状況、地域の実情等を踏まえ、地区別に戸別訪問対象者と戸別訪問実

施者、役割分担等を決め、効果的に行う。20～39歳の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者で、これまで一度も戸別訪問を行っていない者がいる場合は、必ず戸別訪問対象者に含めることとする。その際、親の理解が必要な場合は、受給者世代の協力も適宜得て、親にも説明をする。

また、必要に応じて、年金のアンケート調査（意向調査等）を適宜作成して、調査協力依頼から説明に入るなど、戸別訪問を円滑に実施していけるよう工夫する。

#### ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施

農業委員会と農業協同組合との合同による活動計画の打合せや研修会を含めて実施する。

#### ⑧ 制度説明会等の実施

- ・認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者、経営に参画する家族経営協定者等への説明・加入の働きかけを行う。
- ・経営移譲・経営継承に関する説明会その他農業者の会合、農業協同組合の青年部及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学の会合、4Hクラブ等を活用した広報資料の配布、説明・加入の働きかけ等を行う。

#### ⑨ 広報普及活動の実施

- ・市町村の広報誌、JAだよりその他関係機関・団体が発行している広報媒体によるPR等。その際には、できる限り加入者・受給者の声を活用できるように企画する。
- ・市町村・JAの広報担当者への資料や情報提供等により、連携を図る。

#### ⑩ その他の活動

市町村国民年金窓口でのPR（農業者年金のチラシ配置）等の連携等

### (2) 加入推進名簿登載者数報告

加入推進名簿の登載者数等を「加入推進名簿登載者数報告書」（様式例3）により31年3月末までに都道府県段階の業務受託機関に報告する。

※ 都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、例年2月下旬から4月にかけて実施する「平成31年度農業者年金業務委託手数料の配分に係る調査依頼について」の報告様式を活用しても可能

### (3) 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象とする研修会

研修会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し効果的な研修時期となるよう検討する。参集範囲は、地域の事情を踏まえつつ前広に検討する。

また、定例総会・役員会等の機会の活用、制度PR用DVDや加入推進用DVDの利用、加入者・受給者の声の紹介、取組先進地からの講師招へい・意見交換、外部専門家講師による農業者年金の比較優位性等の説明、家族経営協定担当者等の行政部署からの説明、基金の役職員の派遣要請等、効果的な研修会となるよう工夫する。

### (4) 戸別訪問後の加入推進記録簿の整理とフォローアップ、加入推進名簿への加入推進状況記入

戸別訪問を実施した後、以降の加入推進につなげるため、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）に整理する。個人情報への取扱いに注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会と農業協同組合間の状況の共有等を行い、相手の状況に応じ、加入の意志がある場合の農業委員会と農業協同組合の連携によるスムーズな加入手続等、関係者による連携したフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に加入推進名簿の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入しておき、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とするなど、今後の加入推進に役立てる。

#### (5) 加入推進対策会議による活動計画の進捗状況の管理・検証等

農業委員会、農業協同組合、年金協議会等関係機関による加入推進対策会議を開催し、活動計画の検討、四半期ごと等適宜、活動計画の進捗状況の管理・検証を行い、農業委員会総会及び農業協同組合役員会での報告を行う。加入推進対策会議では、一度も戸別訪問を行っていない者の把握状況とその対応を含めて議論する。

#### (6) 加入推進部長の推薦・活動計画及び加入推進活動実績報告書兼活動記録簿の作成

都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式5）により農業委員、農業協同組合役員、年金協議会役員、又はこれらの者及び行政機関のOB等の中から農業者年金の普及に意欲を持つと判断される適切な者を選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦するとともに、その者に係る活動時間の計画を作成し、都道府県段階の業務受託機関に提出する。

また、同依頼に応じて、加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿（様式6）を作成し、都道府県段階の業務受託機関に提出する。

#### (7) 加入推進部長による加入推進活動への助言・指導等

地区別加入推進班のリーダーとして推薦された加入推進部長は、活動計画の策定に当たっての助言・協力を行うとともに、担当地区内における、①加入推進対象者の把握と絞り込み、②認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での働きかけ、③地区別加入推進班による戸別訪問の実施等について、指導的な活動を行う。

#### (8) 農業委員会と農業協同組合の連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動において農業委員会と農業協同組合の連携を図る。

また、農業協同組合においては、例えば、営農部署が農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は加入・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連絡の体制をとっている事例等（※）を参考に効果的な推進体制となるよう検討する。

※ 営農部署が制度普及を担当し、事務手続を金融部署が担当し、新規加入の実績を上げている農業協同組合の事例がある。また、金融部署が農業者年金を担当しており、担当者による戸別訪問が難しいため、支店長が加入推進を担って実績を上げている事例もある。

## 2 都道府県段階の業務受託機関の取り組み

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱により、1の市町村段階の取組の着実な実施に向け、市町村段階の業務受託機関の指導・支援等を行うとともに、以下の取組を行う。また、新たに設定した市町村段階の業務受託機関の数値目標について、30年5月末日までに基金に報告する。

### (1) 加入推進活動計画の策定、実施

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、当該計画を確実に実施する。

- ① 市町村段階の業務受託機関に対する、本取組方針等の趣旨の徹底、進捗状況の点検等のための「担当者会議」の開催
- ② 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする研修会の開催
- ③ 市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導、助言・指導後のフ

## フォローアップ、その他要請活動

巡回指導については、例えば都道府県農業協同組合中央会が農業協同組合を巡回指導する際に、農業者年金担当者だけでなく、農家に接する機会の多い営農担当者や青色申告担当者などにも農業者年金の仕組みと農家への必要性を説明するなど、地域の事情に応じて、農家への制度普及の観点から効果的な巡回となるよう工夫する。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が設置する総合指導員等においては、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農家や部会、青年部会合等へ同行推進し、農家の理解を深める取組を強化する。

### ④ 加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合役員、年金協議会役員等を対象とする研修会

基金と都道府県段階業務受託機関の共催で開催する特別研修会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し効果的な時期となるよう調整する（9月までをめどとする）。参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱（平成30年4月2日付30独農年企第4号）により、検討・実施する。

その他の研修会についても、研修会の開催時期、参集範囲、研修内容等を地域の事情を踏まえて効果的な研修会となるよう工夫する。

これらの研修会については、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA等JA関係者、農業経営アドバイザー、税理士会、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などPR効果の期待できる者にも幅広く案内することも検討する。

### ⑤ 制度説明会等

認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者や経営に参画する家族経営協定者等への説明・加入の働きかけを行う。また、経営移譲・経営継承に関する説明会、農業協同組合の青年部及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会、等を活用した説明・加入の働きかけを行う。

### ⑥ 地方紙（地方版）の取材記事、広告、農業者の会合資料（〇〇周年記念誌等）等各種広報媒体を活用したPR

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブなどの連携も念頭に置きつつ、効果的な広報PRとなるよう工夫する。

### ⑦ 都道府県段階の関係機関・団体に対する協力要請及び周知の活動

#### (2) 加入推進名簿登載者数取りまとめ・報告

都道府県段階の業務受託機関は、1の(2)による市町村段階の業務受託機関からの報告に基づき、「加入推進名簿登載者数報告書とりまとめ表」（様式7）を作成し、31年4月25日までに基金に報告する。

※ 基金が2月下旬から4月にかけて実施する予定の「平成31年度農業者年金業務委託手数料の配分に係る調査依頼について」の報告様式を活用しても可能

#### (3) 農業者年金業務指導等事業の計画策定と実施、活動時間の実績に応じた活動経費の交付による加入推進部長の活動の支援・強化

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図り、農業者年金業務指導等事業の計画を策定し、当該計画を確実に実施する。また、同業務指導等事業により、加入推進部長の活動経費を一定の範囲で活動時間の実績（実績を確認）に応じて交

付し、加入推進部長の活動を支援・強化する。

**(4) 新規就農者、若い農業者、女性農業者の農業者年金に関する理解の増進と適切な働きかけ**

都道府県段階の業務受託機関は、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容の説明、農業者年金のチラシの配布等を行うことを通じて農業者年金に関する理解の増進を図り、経営状況を見極めつつ、適切に働きかける。

J A青年組織役員や4 Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、農業者年金制度普及の協力を働きかける。これらの者の制度普及上の農家への浸透力を勘案し、加入資格を有しながら未加入の場合は市町村段階業務受託機関とも連携して加入を働きかける。

基金で全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として設置しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年部役員、女性部役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱するなど、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

**(5) 青色申告の推進と併せた情報提供と働きかけ**

収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明・情報提供していく。

**(6) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供、とりまとめ等**

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行う。必要に応じて、ブロック内業務受託機関の会議を開催する。

**(7) 加入推進に取り組む人に対する謝金等の支払いの促進**

農業委員や農業協同組合の担当職員等の加入推進に取り組む人に対して謝金等を支払うことが加入推進に効果的と判断する市町村や農業協同組合に対して必要な要請や指導を行う。

### **3 基金**

**(1) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等**

基金は、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会（以下「全国段階の業務受託機関」という。）及び全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、都道府県及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

**(2) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣**

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

**(3) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等**

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等

の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年部・女性部等の大会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

#### **(4) 農業者年金業務指導等事業の実施**

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力をを行う。

#### **(5) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知**

#### **(6) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供**

#### **(7) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催**

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」を開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者及び総合指導員を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

#### **(8) 広域推進協力員の設置**

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を設置し、各種広報で情報発信するとともに、周知活動に協力していただく。

#### **(9) 委託費による事業の効果的な実施**

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等をより効果的な実施の観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績・加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分においては、予算の範囲内で、IVの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

### **IV 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施**

#### **1 重点都道府県指定等**

##### **(1) 重点都道府県指定**

新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、基金は、20歳から39歳の新規加入者数目標及び全体の新規加入者数目標について、そのいずれも、前年度の未達都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県及び前述を除く都道府県の中で未達成者の多い都道府県の中から、重点都道府県を指定する。重点都道府県の業務受託機関は加入対象者が多い地域など基金と調整のうえ巡回意見交換会を実施する。

##### **(2) 巡回意見交換会**

基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・農業協同組合の農業委員会会長、加入推進部長、農業協同組合役員を始め加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。派遣の際は、未達成者数の多い都道府県を優先する。

## **2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施**

### **(1) 特別重点都道府県指定**

基金は、20歳から39歳の新規加入者数目標及び全体の新規加入者数目標について、そのいずれも、重点指定都道府県の前年度の平均目標達成率を下回り、かつその平均目標未達成者数を上回る都道府県及び重点都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を重点都道府県を特別重点都道府県に選定する。

### **(2) 5者協議等**

特別重点指定を受けた都道府県段階の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた強化策として、特別活動計画案を作成する。それを基礎に、地域の実情を共有しつつ、これまでの取組の検証、課題の明確化、効果的な強化策、基金及び全国段階の業務受託機関の協力・支援の可能性を含め、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の5者で協議し、特別活動計画を共同で策定する。協議は当該都道府県内又は基金内で行い、地域の事情等により、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の3者で協議する。

### **(3) 特別活動**

策定された特別活動計画に沿って、重点市町村・農業協同組合における巡回意見交換会の実施など、関係機関が連携して行動する。

## **V その他**

この取組方針は、平成30年4月1日から適用する。

## 様式例1

### 平成〇〇年度加入推進活動計画（記載例）

\_\_\_\_\_農業委員会（JA）

1 今年度の加入目標人数 

計 〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）
---------------------------

2 加入対象として働きかけをする目標人数

計 〇〇人（うち20歳～39歳〇〇人、女性〇〇人）
---------------------------

（注）女性の加入目標について設定がない場合は1, 2の女性の人数を記入しなくても差し支えありません。

3 地区別加入推進班の整備（全4班）

班設置数	推進員数	職 制 等
A班	〇人	農業委員、農業委員会職員、JA役員、JA職員、年金協議会役員、認定農業者組織役員
B班	〇人	女性農業委員、農業委員会職員、JA役員、JA職員
C班	〇人	女性農業委員、農業委員会職員、JA役員、JA職員、年金協議会役員
D班	〇人	農業委員、農業委員会職員、JA役員、JA職員、年金協議会役員

4 加入推進名簿の整備

更新完了年月日	名簿登載人数
平成〇〇年 〇月 〇日	〇〇人

5 加入推進強化月間の設定（各班共通）

設 定 月
平成30年 10月 ～ 11月 ・ 平成 31年 1月～ 2月

6 戸別訪問の実施計画

（A班）

時 期	訪問対象者数	訪問に携わる人数	具 体 的 内 容
平成30年11月	10人	4人	推進班による一斉訪問
平成30年12月	5人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成31年1月	20人	4人	推進班による（2回目の）一斉訪問
平成31年2月	10人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	45人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

(B班)

時 期	訪問対象者数	訪問に携わる人数	具 体 的 内 容
平成30年11月	15人	4人	推進班による一斉訪問
平成30年12月	8人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成31年1月	25人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成31年2月	10人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	58人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

(C班)

時 期	訪問対象者数	訪問に携わる人数	具 体 的 内 容
平成30年11月	10人	4人	推進班による一斉訪問
平成30年12月	5人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成31年1月	20人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成31年2月	10人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	45人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

(D班)

時 期	訪問対象者数	訪問に携わる人数	具 体 的 内 容
平成30年11月	8人	4人	推進班による一斉訪問
平成30年12月	3人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
平成31年1月	14人	4人	推進班による(2回目の)一斉訪問
平成31年2月	6人	2人	一斉訪問での加入意向者に対する職員による訪問
合 計	31人	12人	—

(注) 合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

7 加入推進対策会議及び研修会の実施計画

時 期	対象者数	具 体 的 内 容
平成30年8月	20人	農業委員会とJA合同による今年度活動計画打ち合わせ
平成30年9月	50人	農業委員会総会での今年度活動計画の承認
平成30年10月	100人	農業委員及びJA役員合同の制度研修会
合 計	170人	—

(注)合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

8 加入対象者に対する説明会等の実施計画

時 期	対象者	対象者数	具 体 的 内 容
平成30年9月	認定農業者	50人	認定農業者意見交換会に合わせて年金制度について説明
平成30年11月	青色申告者	25人	青色申告説明会の後、年金制度について説明
合 計		75人	—

(注)合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

9 広報普及活動(パンフレット配布や広告掲載など資材等によるPRのみの活動)の実実施計画

時 期	対象者	対象者数	具 体 的 内 容
平成30年10月	認定農業者等	120人	農業者交流研究会でのパンフレットの配布
平成31年2月	管内全農家	2,000人	農委広報へのPR記事掲載
合 計		2,120人	—

(注)合計は、当該欄を合計した人数(延べ人数)を記入して下さい。

10 その他の活動計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での加入相談</li> <li>・国民年金窓口でのPR(農業者年金のチラシ設置)</li> </ul>
---

(様式例2) 加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはJAコード	〇〇-〇〇〇	市町村名 またはJA名	
--------------------	--------	----------------	--

整理番号	世帯整理番号	氏名	性別	経営主と続柄	住所	地区名	生年月日	平成30年4月1日時点の年齢	20歳～39歳の者該当の有無	農業次世代人材投資資金受給の有無	認定農業者の有無	青色申告の有無	家族経営協定の有無	加入推進状況等
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和38年5月18日	54	0		1	1	1	戸別H27年12月、H28年12月
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和40年6月19日	52	0				1	説明せず
0003	001	農年 小太郎	1	後継者			平成1年4月1日	29	1		1		1	説明せず
0004	002	虎門 一郎	1	経営主			昭和46年4月1日	47	0		1			(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0005	002	虎門 花子	2	後・配偶者			昭和50年5月1日	42	0					(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0006	002	虎門 太郎	1	父			昭和20年5月2日	72	0					経営移譲年金受給者
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			昭和60年7月1日	32	1	1			1	加入者
0008	003	〇〇 ななみ	2	経・配偶者			昭和61年8月2日	31	1	1			1	H28年就農、戸別未実施
0009														
0010														
0011														
0012														
0013														
0014														
0015														
0016														
0017														
0018														
0019														
0020														
0021														
0022														
0023														
0024														
0025														

- 注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。
- 2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覧との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。
- 3 表頭の項目欄には、例示以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理(例：世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料(通常加入か政策支援か)」の欄を設けて情報整理する等)
- 4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを目指して、加入推進に必要な範囲で、また可能な範囲で、順次情報を入力していく。
- 5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性もでてくるので、加入推進上必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。
- 6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家で一度も戸別訪問等を行ったことがない人が否かが特定できるよう推進状況を記入するなど、戸別訪問を行った後に作成・記入する加入推進記録簿(様式例4)の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。
- 7 「旧青年就農給付金受給者」についても、「農業次世代人材投資資金受給の有無」欄に「1」と記載する。

(様式例3: 加入推進名簿登載者数報告書)

市町村(JA)名	
----------	--

市町村(JA)コード	
------------	--

(単位:人)

「加入推進名簿」 掲載者数	20歳～39歳の人数		農業次世代人材投資資金 受給者数		認定農業者数	青色申告者数	家族経営協定 締結者数
	戸別未実施 (注)②		戸別未実施 (注)②				

(注)① 「20歳～39歳の人数」、「農業次世代人材投資資金受給者数」、「認定農業者数」、「青色申告者数」及び「家族経営協定締結者数」の欄には、加入推進名簿(様式例2)のそれぞれの欄の合計値を記入する。  
なお、記入するのは各項目について把握できた人数の合計値とする。

② 内数として、これまで(過年度含む)一度も戸別訪問を行っていない人の人数を記入する。

③ 「加入推進名簿」に掲載されている者は、「20歳～39歳の人数」、「農業次世代人材投資資金受給者数」、「認定農業者数」、「青色申告者数」及び「家族経営協定締結者数」のうち複数の項目に該当する場合またはいずれにも該当しない場合があるので、「加入推進名簿」掲載者数と、「20歳～39歳の人数」、「農業次世代人材投資資金受給者数」、「認定農業者数」、「青色申告者数」及び「家族経営協定締結者数」の合計人数とは一致しない。

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名:

地区等:

ふりがな 氏名	年 月 日生 男・女	本人 参考 情報	(〇〇さんの後継者等、地域の实情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	認農 青申 次世代
------------	---------------	----------------	--	-----------------

結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要なため、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →

第1回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後(次回)の対応等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)		

第2回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後(次回)の対応等			

第3回目	加入推進実施日: 年 月 日	加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分	
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他( )		
	今後(次回)の対応等			

注1) この「農業者年金加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いいたします。

注2) 本人参考情報欄の「認農」「青申」「次世代」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)受給者」です。該当する場合は○をして下さい。

注3) 「方法」欄の1または4に○をしたものが、「業務委託手数料の配分に係る調査」の「戸別訪問を実施した職員または普及推進活動協力者の人数」の対象となります。

様式5 加入推進部長推薦・活動計画書（様式兼記載例）

都道府県段階の業務受託機関名 殿

平成 年 月 日

市町村段階の業務受託機関名

下記の者を加入推進部長として推薦します。

役職名： 氏名：

加入推進部長活動費の振込希望機関等

金融機関名： \_\_\_\_\_ 本店 \_\_\_\_\_ 店（普・当）No. \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_

活動時間の計画

20時間

活動時間の計画の概ねの内訳

①加入対策会議、加入対象者の把握・絞り込み	3時間
②パンフレット・チラシの配布など制度のPR	2時間
③認定農業者の会議、家族経営協定推進の会議、簿記講習会、農協の各種部会、税務相談会など農業者の参加する会議での説明等	5時間
④知人等の農業者への個別の説明・働きかけ	2時間
⑤加入対象者への戸別訪問	8時間

記入注意とお知らせ

- ① 「加入推進特別研修会」への参加（研修会の講師等として参加する場合を除く）は、活動計画に含めないで下さい。
- ② 活動計画の概ねの内訳と加入推進部長の活動実績報告書とが相違しても差し支えありません。
- ③ 加入推進部長の活動経費の交付は、加入推進部長の活動実績報告書の実績の活動時間区分ごとにそれぞれ、下記の金額が交付されることとなります。
 

活動時間区分①	10時間以上20時間未満	2万円
活動時間区分②	20時間以上30時間未満	3万円
活動時間区分③	30時間以上	4万円
- ④ 加入推進部長の活動経費の交付は、全体の予算の都合により、実績の活動時間の区分ではなく、ここに活動計画書の活動時間の区分による上記の金額となる場合があることを予めご了承ください。
- ⑤ 活動時間は、都道府県段階の業務受託機関が示す年間期間内（例 2月～1月や3月～2月、4月～2月など）の計画とするとともに、その期間について、本人に周知してください。



(様式7: 加入推進名簿掲載者数報告書取りまとめ表)

(都道府県名 )

(単位:人)

市町村(JA)名	市町村(JA)コード	「加入推進名簿」掲載者数	20歳～39歳の人数		農業次世代人材投資資金受給者数		認定農業者数	青色申告者数	家族経営協定締結者数
			戸別未実施	戸別未実施	戸別未実施	戸別未実施			
都道府県計									

- (注)① 本表には、市町村段階の業務受託機関から提出された報告書(様式例3)の内容を転記する。
- ② 「加入推進名簿」に掲載されている者は、「20歳～39歳の人数」、「農業次世代人材投資資金受給者」、「認定農業者」、「青色申告者」及び「家族経営協定締結者」のうち複数の項目に該当する場合またはいずれにも該当しない場合があるので、「加入推進名簿掲載者数」と、「20歳～39歳の人数」、「農業次世代人材投資資金受給者数」、「認定農業者数」、「青色申告者数」及び「家族経営協定締結者数」の合計人数とは一致しない。